

令和5年度包括外部監査の結果に対する対応状況（令和6年9月末現在）

テーマ「随意契約に関する事務の執行について」

| 区分 | 番号 | 報告書頁 | 所管課 | 指摘内容（抜粋） | 対応区分 | 措置内容 |
|----|----|--------|-----|--|--------|---|
| 指摘 | 1 | P28,31 | 管財課 | <p>予定価格について</p> <p>宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事で宮崎市本庁舎第二庁舎間外渡り廊下屋根修繕工事につき</p> <p>場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、現に契約しようとする分量と契約を必要とすることが予定されるものについては、一括して、1件として算出された予定価格の金額とすべきである。</p> | 措置困難 | <p>本2件の工事は、渡り廊下の屋根が夏季の台風と冬季の強風により破損し、通行中に利用者が濡れてしまうため、その都度修繕を行ったものである。そのため、施工時期が11月と2月に分かれており、一括して1件として取り扱うことは相応しくない。</p> |
| 指摘 | 2 | P36,38 | 管財課 | <p>予定価格について</p> <p>宮崎市本庁舎5階女性相談室間仕切設置工事で宮崎市本庁舎5階地域振興部長室遮音間仕切外改修工事につき</p> <p>場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、現に契約しようとする分量と契約を必要とすることが予定されるものについては、一括して、1件として算出された予定価格の金額とすべきである。</p> | 検討・改善中 | <p>本2件の工事は、機構改革に伴うレイアウト変更によるもので、今後は、市役所業務に支障が出ないように、施工範囲や見積依頼先、施工時期など総合的に検討して行きたい。</p> |
| 指摘 | 3 | P46 | 管財課 | <p>見積依頼の方法等について</p> <p>契約締結日前に契約保証金の受入調定書起案をして納入書を作成している。執行伺から契約締結、契約保証金の手続きについて時系列が不自然である。事業選定について公平さが担保されているか疑わしい。</p> | 措置困難 | <p>本工事は契約事務については、受入調定書の起案日は、担当者の誤記によるものである。今後とも適切な契約事務に努める。</p> |
| 指摘 | 4 | P55 | 管財課 | <p>契約締結伺・支出負担行為書と契約締結日について</p> <p>契約締結を、契約締結伺に対する決裁前に行うのは手続違反であり、その経緯や原因を明らかにしたうえで、将来に向けての対策を講ずるべきである。</p> | 措置済 | <p>契約締結伺・支出負担行為書の決裁日については、誤記を修正したものである。今後とも適切な契約事務に努める。</p> |
| 指摘 | 5 | P64 | 管財課 | <p>執行伺及び業者よりの見積提出について</p> <p>契約保証金が必要な契約について執行伺から見積書提出、契約保証金の收受及び契約締結までの適正な手続きが管理されているか疑いのある工事である。文書における手書きによる日付訂正はいつの時点で訂正されたのかも判定できないため、簡単に訂正印による訂正をするべきではない。</p> | 措置済 | <p>本契約締結事務における契約保証金収納事務の起案日の訂正は、担当者の誤記を訂正したものである。今後とも適切な契約事務に努める。</p> |

令和5年度包括外部監査の結果に対する対応状況（令和6年9月末現在）

テーマ「随意契約に関する事務の執行について」

| 区分 | 番号 | 報告書頁 | 所管課 | 指摘内容（抜粋） | 対応区分 | 措置内容 |
|----|----|------------|---------------|---|------|--|
| 指摘 | 6 | P66 | 管財課 | 執行伺及び業者よりの見積提出について 契約保証金が必要な契約について執行伺から見積書提出、契約保証金の收受及び契約締結までの適正な手続きが実施されるよう管理されたい。 | 措置済 | 本契約締結事務における契約保証金収納事務の起案日の訂正は、担当者の誤記を訂正したもの。今後とも適切な契約事務に努める。 |
| 指摘 | 7 | P67 | 管財課 | 特命随契の場合について 特命随契の場合に必要な書類である業者選定表（案）が不足している。 | 措置済 | 本件以後の特命随契の場合は、業者選定表（案）を添付している。 |
| 指摘 | 8 | P191 | 危機管理課 | ・令和4年度庶務兼（物品等）に基づき、参考見積書には参考見積受付日が記載されるべきである。 ・会計課のみならず担当課においても支払い遅延等を確認すべく代金支払いの事実、代金支払い日、支払い遅延の有無等を確認できる書類の写しを契約資料として記録に残すべきである。 | 措置済 | ・参考見積書には受付印を押印するよう徹底した。 ・本課の決裁時と会計課の審査時とでダブルチェックを行っているため、現在本課では出納後の書類は保管していない。引き続き、決裁時の支払日についてのチェックを徹底する。 |
| 指摘 | 9 | P70 ～71 | 地域 コミュニティ課 | 予定価格の設定について、場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、当然予定される複数の工事は、1件として契約することとして、適正な予定価格を設定されたい。 | 措置済 | 工事発注時点において、同一施設の他の工事予定箇所について確実に把握を行い、適切な工事発注を行う。 |
| 指摘 | 10 | P73 ～75 | 地域 コミュニティ課 | 予定価格の設定について、2件の工事は場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、当然予定される複数の工事は、1件として契約することとして、適正な予定価格を設定されたい。 | 措置済 | 工事発注時点において、同一施設の他の工事予定箇所について確実に把握を行い、適切な工事発注を行う。 |
| 指摘 | 11 | P75 | 地域 コミュニティ課 | 工事期間について、成果物を正しく評価するためにも、金額、期間、工事の質は重要な指標である。実際の工事期間を記載されたい。 | 措置済 | 適切に工事期間等の記載を行う。 |
| 指摘 | 12 | P77 ～79 | 地域 コミュニティ課 | 予定価格について、2件の工事は場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、当然予定される複数の工事は、1件として契約することとして、適正な予定価格を設定されたい。 | 措置済 | 工事発注時点において、同一施設の他の工事予定箇所について確実に把握を行い、適切な工事発注を行う。 |

令和5年度包括外部監査の結果に対する対応状況（令和6年9月末現在）

テーマ「随意契約に関する事務の執行について」

| 区分 | 番号 | 報告書頁 | 所管課 | 指摘内容（抜粋） | 対応区分 | 措置内容 |
|----|----|--------------|---------------|--|------|---|
| 指摘 | 13 | P81 ～82 | 地域 コミュニティ課 | 予定価格について、2件の工事は場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、当然予定される複数の工事は、1件として契約することとして、適正な予定価格を設定されたい。 | 措置済 | 工事発注時点において、同一施設の他の工事予定箇所について確実に把握を行い、適切な工事発注を行う。 |
| 指摘 | 14 | P250 ～256 | 介護保険課 | 本件の執行伺書のうち、起案日及び決裁日の記載について、単なる誤記であれば修正し、起案の前に決裁がなされたのであれば手続を遵守されたい。 | 措置済 | 執行伺書の決裁日については、誤記であったため、令和4年4月23日に修正した。 |
| 指摘 | 15 | P193 ～194 | 農業振興課 | 契約の相手方が1者に限られる場合は随意契約理由書と業者選定表案に加えて「物品購入に係る選定理由書」が必要だが、添付されていない。 | 措置困難 | 「物品に係る選定理由書」については、契約課より納入物品を指定していない場合は添付が必要ないことを監査事務局に対して説明済である。このことから、本件については添付しないことを契約課に確認済であり、添付不要としている。 |
| 指摘 | 16 | P343 | 用地管理課 | 令和4年度庶務研（物品等）に基づき、参考見積書には参考見積受付日が記載されるべきである。 | 措置済 | 参考見積については、徴取日に受付印を押印するようにした。 |
| 指摘 | 17 | P274 ～276 | 住宅課 | 随意契約について、その根拠条文及び理由等を明記されたい。 | 措置困難 | 当該契約については、市営住宅等の指定管理者から台風災害に伴う被害復旧及び修繕費用が不足する旨の申し出があり、既契約である基本協定の規定に基づき議会の承認を得た上で指定管理料の増額を行った変更契約である。 そのため、新たに随意契約の根拠条文及び理由等を要するものではない。 |
| 指摘 | 18 | P92 | 公園緑地課 | 天神山公園土羽整形等工事と天神山公園支障木撤去工事につき本来実施されるべき入札手続きを回避するために1件として設定される。 | 措置済 | 意図した分割発注ではないが、後発注の支障木が前発注の参考見積作成依頼時に存在していなかったことを証明することができないようになっていた。今後、同公園で工事を発注する場合は、資料に「前回の業務発注時には、今回の対処すべき事象が発生していなかった」などの担当者の記録を記載し、誤解を受けないようにする。 |

令和5年度包括外部監査の結果に対する対応状況（令和6年9月末現在）

テーマ「随意契約に関する事務の執行について」

| 区分 | 番号 | 報告書頁 | 所管課 | 指摘内容（抜粋） | 対応区分 | 措置内容 |
|----|----|----------|------------|--|--------|---|
| 指摘 | 19 | P344 | 高岡・農林建設課 | 不当な分割発注の疑いもたれぬように、透明性の見地より、執行伺や随契理由書等の中で、契約の目的を具体的に記載し、各業務を分けて別々に委託発注する理由や必要性を明確にすべきである。 | 措置済 | 業務委託を別々に発注する際は、必要に応じて理由の明記を行うようにする。 |
| 指摘 | 20 | P198 | 選挙管理委員会事務局 | 投票用紙計数機の購入の際の参考見積書に受付日が記載されていない。令和4年度庶務研（物品等）に基づき、参考見積書には参考見積受付日が記載されるべきである。 | 措置済 | 参考見積であっても、見積日の記載を業者へ依頼するか、受付印を押印するようにした。 |
| 指摘 | 21 | P100～103 | 学校施設課 | 場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、現に契約しようとする分量と契約を必要とすることが予定されるものについては、一括して、1件として算出された予定価格の金額とすべきである。 | 検討・改善中 | 工事の緊急性や学校運営上の配慮等により、一連の工事を分割するなどの必要がある場合は、当該理由を示せる手続き方法を含め契約方法を検討する。 |
| 指摘 | 22 | P105～107 | 学校施設課 | 場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、当然予定される工事は1件として契約することとして、適正な予定価格を設定されたい。 | 措置困難 | 新年度にむけた教室不足解消のための工事では、4月の始業式までには教室を設置する必要があるため、学校側と調整が付いた箇所から順次契約、施工を行うしか対応できない状況である。 |
| 指摘 | 23 | P110～111 | 学校施設課 | 本来実施されるべき入札手続きを回避するために1件として設定されるべき工事及び予定価格が分割されたものである。1件1契約による適正な予定価格を設定されたい。 | 措置済 | 現在、便所洋式化改修工事は急速に工事を進めている。大規模な予算を確保し、計画的に入札を執行している。 |
| 指摘 | 24 | P112～114 | 学校施設課 | 本来実施されるべき入札手続きを回避するために1件として設定されるべき工事及び予定価格が分割されたものである。1件1契約による適切な予定価格を設定されたい。 | 措置済 | 現在、便所洋式化改修工事は急速に工事を進めている。大規模な予算を確保し、計画的に入札を執行している。 |
| 指摘 | 25 | P115～116 | 学校施設課 | 本来実施されるべき入札手続きを回避するために1件として設定されるべき工事及び予定価格が分割されたものである。1件1契約による適切な予定価格を設定されたい。 | 措置困難 | 緊急性の高い漏水工事であったため、漏水発覚後、順次契約、施工を行った。結果として別々の工事として発注している。 |

令和5年度包括外部監査の結果に対する対応状況（令和6年9月末現在）

テーマ「随意契約に関する事務の執行について」

| 区分 | 番号 | 報告書頁 | 所管課 | 指摘内容（抜粋） | 対応区分 | 措置内容 |
|----|----|--------------|-------|---|--------|---|
| 指摘 | 26 | P125 ～128 | 学校施設課 | 場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、現に契約をしようとする分量と契約を必要とすることが予定されるものについては、一括して、1件として算出された予定価格の金額とすべきである。 | 検討・改善中 | 工事の緊急性や学校運営上の配慮等により、一連の工事を分割するなどの必要がある場合は、当該理由を示せる手続き方法を含め契約方法を検討する。 |
| 指摘 | 27 | P130 ～132 | 学校施設課 | 場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、現に契約をしようとする分量と契約を必要とすることが予定されるものについては、一括して、1件として算出された予定価格の金額とすべきである。 | 措置困難 | 予算残の不足が懸念された時期に、予算執行状況をみながら順次防水改修工事の発注を行ったため一括対応ができなかった。今後は、工事の緊急性がなく一括発注可能な防水改修について、適正工期が確保できる時期に発注するよう指導する。 |
| 指摘 | 28 | P134 | 学校施設課 | 本来実施されるべき入札手続きを回避するために1件として設定されるべき工事及び予定価格が分割されたものである。1件1契約による適切な予定価格を設定されたい。 | 措置困難 | 予算残の不足が懸念された時期に、予算執行状況をみながら順次補修工事の発注を行ったため一括対応ができなかった。今後は、工事の緊急性がなく一括発注可能な補修工事について、適正工期が確保できる時期に発注するよう指導する。 |
| 指摘 | 29 | P137 ～138 | 学校施設課 | 本来実施されるべき入札手続きを回避するために1件として設定されるべき工事及び予定価格が分割されたものである。1件1契約による適切な予定価格を設定されたい。 | 措置困難 | 予算残の不足が懸念された時期に、予算執行状況をみながら順次改修工事の発注を行ったため一括対応ができなかった。今後は、工事の緊急性がなく一括発注可能な改修工事について、適正工期が確保できる時期に発注するよう指導する。 |
| 指摘 | 30 | P138 | 学校施設課 | 場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、現に契約をしようとする分量と契約を必要とすることが予定されるものについては、一括して、1件として算出された予定価格の金額とすべきである。 | 措置済 | 現在、便所洋式化改修工事は急速に工事を進めている。大規模な予算を確保し、計画的に入札を執行している。 |
| 指摘 | 31 | P139 | 学校施設課 | 宮崎市立久峰中学校女子職員便所改修工事について、検査調書等の必要な添付資料を作成すべきである。 | 措置困難 | 50万円以下の工事であるため、検査調書等の添付はしていなかった。 |
| 指摘 | 32 | P141 ～144 | 学校施設課 | 場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、現に契約をしようとする分量と契約を必要とすることが予定されるものについては、一括して、1件として算出された予定価格の金額とすべきである。 | 措置困難 | 予算残の不足が懸念された時期に、予算執行状況をみながら順次改修工事の発注を行ったため一括対応ができなかった。今後は、工事の緊急性がなく一括発注可能な改修工事について、適正工期が確保できる時期に発注するよう指導する。 |

令和5年度包括外部監査の結果に対する対応状況（令和6年9月末現在）

テーマ「随意契約に関する事務の執行について」

| 区分 | 番号 | 報告書頁 | 所管課 | 指摘内容（抜粋） | 対応区分 | 措置内容 |
|----|----|--------------|-------|---|------|--|
| 指摘 | 33 | P182 ～183 | 学校施設課 | 場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、当然予定される契約は1件として契約することとして、適正な予定価格を設定されたい。 | 措置済 | 通し番号113と114は委託業務内容が同じではあるが、小学校事業と中学校事業とで予算毎に発注しており、意図的に少額随意契約としたものではない。小学校予算と中学校予算は併合して執行可能であることを伝え、今後は指摘内容を踏まえて執行するように指導した。 |
| 指摘 | 34 | P307 ～309 | 学校施設課 | 本件契約は他の業務委託と契約内容、対象場所及び時期等が同じであるから、1件1契約のもと、分割せずに一つの契約として一般競争入札の方法によるのが相当である。 | 措置済 | 令和4年4月1日から石綿に関する事前調査が必要となったことから、令和4年度は計画的な運用ができず工事ごとに石綿含有調査を行ったものである。今後は工事スケジュールを鑑み、一つの契約として執行可能な調査は事業が異なる場合でも併合で契約するよう指導した。 |
| 指摘 | 35 | P311 ～313 | 学校施設課 | 本件契約は他の業務委託と契約内容、対象場所及び時期等が同じであるから、1件1契約のもと、分割せずに一つの契約として一般競争入札の方法によるのが相当である。 | 措置済 | 令和4年4月1日から石綿に関する事前調査が必要となったことから、令和4年度は計画的な運用ができず工事ごとに石綿含有調査を行ったものである。今後は工事スケジュールを鑑み、一つの契約として執行可能な調査は事業が異なる場合でも併合で契約するよう指導した。 |
| 指摘 | 36 | P314 | 学校施設課 | 本来実施されるべき入札手続きを回避するために1件として設定されるべき業務及び予定価格が分割されたものである。1件1契約による適正な予定価格を設定されたい。 | 措置困難 | 緊急性を有する事案であったが、予算不足により市内小学校一括の執行が困難であった。他事業の執行残の流用による予算確保後に2件目を発注せざるを得なかった。 |
| 指摘 | 37 | P184 | 文化財課 | 市規則上、また、契約事務の手続経緯を明確化するため、業者提出の見積書には日付を必ず明記するよう業者に指導すべきである。 | 措置済 | 見積書提出時には、日時を記載するように指導を行った。 |
| 指摘 | 38 | P207 | 保健給食課 | 令和4年度庶務研（物品等）に基づき、参考見積書には参考見積受付日を記載されたい。 | 措置済 | 参考見積書に、参考見積受付日を記載した。また、その後の参考見積書についても、庶務研（物品等）資料に基づき、参考見積書には徴取した日付を記載している。 |

令和5年度包括外部監査の結果に対する対応状況（令和6年9月末現在）

テーマ「随意契約に関する事務の執行について」

| 区分 | 番号 | 報告書頁 | 所管課 | 指摘内容（抜粋） | 対応区分 | 措置内容 |
|----|----|-----------|--------|--|--------|---|
| 指摘 | 39 | P149 | 消防局総務課 | 宮崎市消防団田野分団10部車庫に対して行われた2件の改修工事（樹脂窓取付工事、構造補強工事）は、およそ令和4年12月から令和5年3月にかかるもので、大体において工期も同じくしている。場所、時期、工事内容を大体において同じくしていることから工事単位を合わせて1件として予定価格を定める必要があった。 | 検討・改善中 | 工事内容については、樹脂製内窓取付工事（建具工事）と建物に外部鉄骨フレームを設置する補強工事（耐震補強工事）では改修工事内容が違ふ。また、工期が短い建具工事（12/19～1/18）を工期が長い耐震補強工事（12/26～3/31）に合わせて行くと諸経費（共通仮設費、現場管理費）が上がるため一括発注とはしていない。1件1契約を避ける意図的な分割ではないが、今後、工事を発注する際は工事内容、工期を総合的に判断し誤解が生じないように対応する。 |
| 指摘 | 40 | P185～P188 | 公共建築課 | 一部再委託先を承諾するにあたっては、契約の相手方と再委託先との間で締結される契約書等の内容を確認し、個人情報取扱規定や暴力団排除条項等が定められているかどうかなどの妥当性を検討したうえで再委託承諾の可否を判断すべきである。 | 措置済 | ご指摘以降の一部再委託については、再委託先との契約書の内容を確認し、個人情報取扱規定や暴力団排除条項等が定められているかどうかなどの妥当性を検討したうえで再委託承諾の可否を判断している。 |
| 指摘 | 41 | P210 | 消防局総務課 | 安全編上げ靴や作業靴の契約合計4件は同一メーカーであり、納入先、応札業者もほぼ同じである。官公需において、中小企業の受注に関する法律から地元中小企業単体で受けられない巨大工事については適切に分割することとしているが、同法は少額随契になるような案件の分割を許容するものではないと考える。 | 措置済 | 物品を購入する場合、物品のメーカー、納入先、応札業者など、1件1契約が妥当であるか総合的に判断することとした。 |
| 指摘 | 42 | P216 | 消防局総務課 | 参考見積書に作成日付が記載されていない。見積書の日付を明記されたい。 | 措置済 | 参考見積書の日付を記載するようにした。 |
| 意見 | 1 | P349 | 会計課 | 請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。 | 対応済 | 担当課において、請求日と支払予定日を確認し、支出命令書の決裁をとり、支払遅延のチェックを行っている。その後、会計課において、支払遅延該当の有無をポイントに審査を行っている。これにより、担当課及び会計課による二重チェック機能が働いていると考えている。したがって、担当課において、各書面の写しを保存することについては、担当課の判断に委ねており、指導までは考えておりません。ご意見も参考に、今後とも適正な事務処理に努めてまいります。 |

令和5年度包括外部監査の結果に対する対応状況（令和6年9月末現在）

テーマ「随意契約に関する事務の執行について」

| 区分 | 番号 | 報告書頁 | 所管課 | 指摘内容（抜粋） | 対応区分 | 措置内容 |
|----|----|------|-----|---|------|--|
| 意見 | 2 | P350 | 契約課 | 添付書類チェック表について ① 添付書類チェック表などのチェックリストをできる限り利用するように推奨されたい。 ② 添付書類チェック表へチェックがある書類の確認をすべきである。 | 対応済 | 契約事務処理マニュアル（建設工事・建設コンサルタント等業務委託）において、必要に応じて、チェックリスト等を作成するなど、添付書類等を確認するよう求めている。 |
| 意見 | 3 | P350 | 契約課 | 添付資料チェックリストのチェック項目について チェック項目の中に任意であるものの「見積合せ調書」も盛り込んだうえで、同調書もできる限り作成するようにする旨を記載されたい。 | 対応予定 | 見積合せ調書は、工事等随意契約締結調書を廃止後、事務管理のための参考様式として、契約事務処理マニュアル（建設工事・建設コンサルタント等業務委託）に掲載しているが、他の書類で参照可能な内容であり、書類の必要性がないことから、契約事務処理マニュアルから削除したい。 |
| 意見 | 4 | P350 | 会計課 | 代金支払いしないし代金支払い関係書類について ①会計課のみならず担当課においても支払遅延等を確認すべく代金支払いの事実、代金支払日、支払遅延の有無等を確認できる書類の写しを契約書類として残すべきである。 ②庶務研において、業務委託（一般委託）に関する添付書類として代金支払い関係書類の写しを求める運用とすることが望ましい。 | 対応済 | ①意見1の措置内容と同様に、担当課及び会計課において二重チェックを行っていることから、支払遅延のチェック機能は働いていると考えている。したがって、担当課において、代金支払い関係書類の写しを保存することについては、担当課の判断に委ねている。②庶務研において、添付書類として代金支払い関係書類の写しを求める運用までは考えておりません。 ご意見も参考に、今後とも適正な事務処理に努めてまいりたい。 |
| 意見 | 5 | P350 | 契約課 | 随契理由書について 随意契約の理由については、令和4年度庶務研（工事等）7頁、工事の随意契約ガイドラインに沿った形式で検討し、分かりやすく記載することが望ましい。 | 対応済 | 当該遊戯施設の改修にあつては、施設の安全性を十分に確保するために、施工上の経験、知識を特に必要とし、同一施工者以外に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障を来す恐れがある性質のものであることから、担当課とは、随意契約ガイドラインにおける「（2）②」に該当する案件であることを確認した。 |
| 意見 | 6 | P351 | 契約課 | 随契理由書の添付について 設計金額10万円未満の業務委託（一般委託）であっても、随契理由書の添付を求める運用とすることが望ましい。 | 対応予定 | 随意契約では、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号と第2号以下が複数適用できる場合、特定の相手方とする理由が明確になるよう、第2号以下の事由を優先するよう、契約事務処理マニュアル（物品・業務委託等）に掲載しているが、執行予定額10万円未満も含まれることを追記する。 |
| 意見 | 7 | P351 | 契約課 | 見積合わせ不実施について 発注相手や発注金額の固定化を防ぎ、競争性を確保するため設計金額が10万円未満の場合も定期的な見積合わせを実施すべきである。 | 対応予定 | 発注が、特定の業者に偏らないよう、庶務担当者実務研修等で周知しているが、契約事務処理マニュアルに掲載する。 |

令和5年度包括外部監査の結果に対する対応状況（令和6年9月末現在）

テーマ「随意契約に関する事務の執行について」

| 区分 | 番号 | 報告書頁 | 所管課 | 指摘内容（抜粋） | 対応区分 | 措置内容 |
|----|----|-----------------------------|-------|--|------|--|
| 意見 | 8 | P351 | 契約課 | 随契理由書について（契約課執行） 随契理由書には、修正設計の必要性が生じた事情まで記載されたい。 | 対応済 | 本件は、雨水の流入などの現場状況の変更があり、当時の設計では対応が困難であると判明したため、修正設計の必要が生じたものであり、また、本路線の詳細設計を実施した業者が、現場の状況に精通しており、現地調査等が不要であることから、著しく有利な価格で契約を締結することが認められるとの随意契約理由で、令和4年9月22日の指名業者選定委員会に諮っている。 |
| 意見 | 9 | P351 | 契約課 | 見積参加者について（契約課執行） 納入可能な複数業者によって見積合わせを実施されたい。 | 対応済 | 令和4年10月7日付で、参考見積は、複数の業者から徴取するよう通知し、さらに、令和5年度からは契約事務処理マニュアル（物品・業務委託等）に掲載し、複数の業者が納入可能なことを確認できるよう取扱いを変更している。 |
| 意見 | 10 | P222～224 | 都市戦略課 | 本件事業について事後的に検証できるよう随契理由書及び業者選定表（案）に詳細に記載すべきである。 | 対応済 | 事後的に検証できる資料については9月30日に作成し、対応済みである。 |
| 意見 | 11 | P28～33, 35～44, 48,52, 54,55 | 管財課 | 見積依頼の方法等について 見積提出依頼をした業者に対してどのような連絡方法で見積依頼をし、見積依頼をした業者のうち回答があった業者を把握管理する手続きを整理されたい。 | 対応予定 | 整理方法を今後検討する。 |
| 意見 | 12 | P46 | 管財課 | 契約保証金について 契約保証金に係る請求書及び払出命令書についても、契約金額に係る請求書及び支出命令書と同じく支払日の二重チェックのため各書類の写しを契約書類に綴じるように指導されたい。 | 対応困難 | 会計課で請求書等の原本は全庁分保存されており、膨大な支払書類の中から該当書類の写しを取るには相当な時間が必要である。支払日は財務システムで容易にチェック可能であり、またペーパーレスが求められていることから対応困難である。 |
| 意見 | 13 | P155 | 管財課 | 契約の目的の明確化について 契約の件名等だけで契約の目的が明らかでない場合は、執行伺書等において契約の目的や必要性を明記しておくべきである。 | 対応予定 | 執行伺書の概要欄に、工事内容等が分かるように記載するよう検討する。 |

令和5年度包括外部監査の結果に対する対応状況（令和6年9月末現在）

テーマ「随意契約に関する事務の執行について」

| 区分 | 番号 | 報告書頁 | 所管課 | 指摘内容（抜粋） | 対応区分 | 措置内容 |
|----|----|------------|---------------|--|------|--|
| 意見 | 14 | P155 | 管財課 | 請求書及び支出命令書について 契約事務の一件記録の中に、請求書及び支出命令書の写しを綴じて保管すべきである。 | 対応困難 | 会計課で請求書等の原本は全庁分保存されており、膨大な支払書類の中から該当書類の写しを取るには相当な時間が必要である。支払日は財務システムで容易にチェック可能であり、またペーパーレスが求められていることから対応困難である。 |
| 意見 | 15 | P72 | 地域 コミュニティ課 | 添付書類の添付漏れがないようチェックするため、添付書類チェック表などのチェックリストをできる限り利用するように推奨されたい。 | 対応済 | 添付漏れがないように確認を行い、必要に応じてチェックリストを利用する。 |
| 意見 | 16 | P74 ～75 | 地域 コミュニティ課 | 見積書を提出した業者と見積合わせに参加させた場合には、他の業者にも十分な情報と検討期間を確保すべきである。 | 対応済 | 工事金額や発注内容を踏まえ、関係法令や庁内ルールに基づき、必要な情報提供や適切な見積期間の設定を行う。 |
| 意見 | 17 | P76 | 地域 コミュニティ課 | 分割されなければ完成検査が実施されていたはずの工事であり、分割により設計金額50万円を下回った場合にも、工事検査を実施すべきである。 | 対応済 | 財務規則等に則り、工事金額に応じて適切な検査を実施する。 |
| 意見 | 18 | P78 ～81 | 地域 コミュニティ課 | 契約保証金に係る請求書及び払出命令書の写しは、支払日の二重チェックのため、契約書類に綴じるようにされたい。 | 対応済 | 支払遅延を防止するため、支払日の二重チェックを行うとともに、添付書類については庁内のルールに則り適切に対応する。 |
| 意見 | 19 | P353 | 環境施設課 | 「添付書類チェック表について」 添付書類の添付漏れがないようにチェックするため、添付書類チェック表などのチェックリストをできる限り利用するように推奨されたい。 | 対応済 | 必要に応じて添付書類等チェック表を利用することとした。 |
| 意見 | 20 | P353 | 環境施設課 | 「業務完了検査に関する代決について」 市決裁規程第10条において、「緊急を要する事務に限り」事務の代決ができるとあるが、「緊急」性の判断にあたっては、事務の内容や性質等を慎重に検討し、業務完了検査をより実効的なものとするため、できる限り代決ではなく専決者による決裁を行うようにするのが望ましい。 | 対応済 | 市決裁規程第10条による規定に則り事務処理を行うこととしている。 |

令和5年度包括外部監査の結果に対する対応状況（令和6年9月末現在）

テーマ「随意契約に関する事務の執行について」

| 区分 | 番号 | 報告書頁 | 所管課 | 指摘内容（抜粋） | 対応区分 | 措置内容 |
|----|----|----------|--------|---|------|--|
| 意見 | 21 | P239 | 障がい福祉課 | 十分な吟味をして設計書を作成したのであれば、その検討内容も記録上明確かつ具体的に記載すべきである。 | 対応済 | 今後設計書を作成するにあたっては、検討した内容について具体的に記録を残すようにした。 |
| 意見 | 22 | P246～247 | 介護保険課 | 本件の業務完了届における履行期間の始期を令和4年4月26日に修正すべきである。 | 対応済 | 業務完了届における履行期間の始期については、誤記であったため、令和4年4月26日に修正した。 |
| 意見 | 23 | P157 | 子育て支援課 | 設計金額（予定価格）を設定するために参考見積書の提出を求める場合は、同見積書の内訳について、「一式」等ではなく、具体的な明細や数量、単価等を提出させるなどして、見積書の金額が妥当なものであるかどうかを慎重に検討したうえで、設計金額を定めるべきである。 | 対応済 | 参考見積書の内訳については、令和6年度から「一式」等ではなく、具体的な明細や数量、単価等を求め、見積書の金額が妥当なものであるかを判断することとした。 |
| 意見 | 24 | P260 | 子育て支援課 | 契約書が省略される少額随意契約においては、受託業者に提示される仕様書が契約者間の合意内容を決定する重要な客観証拠となるため、受託業者とのトラブルを回避するため、仕様書の内容は可能な限り明確かつ特定して記載すべきである。 | 対応済 | 仕様書の内容を改め、可能な限り明確かつ特定して記載するようにした。 |
| 意見 | 25 | P262 | 子育て支援課 | 契約の履行状況（業務完了状況）を適正かつ円滑に検査するため、本契約の業務実施報告書に作業開始前後の写真や特記事項に関する写真を添付することを求める仕様書にすべきである。 | 対応予定 | 受注者である宮崎市シルバー人材センターに確認したところ、委託料の増額の可能性を示唆されているが、今後の仕様書は、報告書に写真を添付するよう求める方向で検討中である。 |
| 意見 | 26 | P264 | 子育て支援課 | 契約の主たる内容が「委任契約」であるとしても、「請負契約」としての内容が部分的に含まれる場合は、課税文書として印紙が必要となる場合があるので税務書等専門機関に相談し、指導を受けることが望ましい。 | 対応済 | 契約の内容によって課税文書として印紙が必要か否かの判断については、宮崎税務署に相談を行うとする方針とし、直近では令和6年5月29日に相談を行った。 |
| 意見 | 27 | P330 | 健康支援課 | 随意契約の必要性・相当性を事後的に検証するため、随意契約理由書の記載は、誰が見てもわかりやすいように作成すべきである。 | 対応済 | 随意契約理由書の記載について、必要に応じて背景にある情報も含め、わかりやすく記載するよう課員に対し周知した。 |

令和5年度包括外部監査の結果に対する対応状況（令和6年9月末現在）

テーマ「随意契約に関する事務の執行について」

| 区分 | 番号 | 報告書頁 | 所管課 | 指摘内容（抜粋） | 対応区分 | 措置内容 |
|----|----|--------------|----------------|--|------|--|
| 意見 | 28 | P159 | 農村整備課 | 契約の可否や事後的検証のため、事業の目的等を（執行伺に）簡潔に記録されたい。 | 対応済 | 令和6年度から、事業概要や目的を執行伺に添付している。 |
| 意見 | 29 | P159 | 農村整備課 | 契約の相手方の選定について、公平性・経済性の見地より自治令167条の2第1項第2号により契約の相手方を選定している理由として妥当か否かを厳正に判断されたい。 | 対応困難 | 2年度に分けて実施している業務ではあるが、1実施地区での作業は前工程と後行程が一体的なものであり、深く関係があるため、他業者へ委託することは非効率な面が多く、業務完遂が困難であると考えている。 |
| 意見 | 30 | P270 | 観光戦略課 | インバウンド受入体制整備事業業務委託（動画制作）について、公募型プロポーザルを実施するのであれば、契約目的に即した選定委員を選ぶべきである。 | 対応済 | 今後の公募型プロポーザル実施に際する委員選定時に意見を考慮した委員選定を行う。 |
| 意見 | 31 | P270 | 観光戦略課 | インバウンド受入体制整備事業業務委託（動画制作）について、審査基準書に定められた候補者の決定方法を順守されたい。 | 対応済 | 監査結果を受けて令和6年3月に審査基準書を改定した。 |
| 意見 | 32 | P273 ～275 | スポーツランド 推進課 | 予定価格設定のため参考見積書を提出してもらう場合は、できる限り複数業者から見積書を提出してもらい、もし1者のみから提出を受ける場合は、担当課において見積の内訳を詳細に吟味して予定価格を改めて積算すべきである。 | 対応予定 | 今後の予定価格の設定については、複数業者から参考見積書の提出を受ける又は担当課において積算根拠資料を作成し添付する（対応予定）。 |
| 意見 | 33 | P334 ～338 | スポーツランド 推進課 | 随意契約の理由等を事後的に検証する上では、記録上、具体的な随意契約の必要性と理由、根拠法令を記載した書面を残すべきである。 | 対応予定 | 今後の随意契約においては、随意契約の必要性と理由、根拠法令を記載した書面を作成し、契約書類に添付する（対応予定）。 |
| 意見 | 34 | P356 | 土木課 | 見積合わせの実施方法について□ 見積合わせを実施する際、見積指名通知を交付して見積合わせ実施までの見積作成機関の設定については、参考見積業者の見積書作成期間との公平性に配慮しつつ、見積業者が競争性のある見積書を作成できる期間を考慮して、見積合わせを実施するのが望ましい。 | 対応済 | 原課執行の見積合わせの流れについて見直しを行い、見積期間適切な日数として最低3日間を設定することとした。 （令和6年3月12日課内周知 令和6年4月1日から執行） |

令和5年度包括外部監査の結果に対する対応状況（令和6年9月末現在）

テーマ「随意契約に関する事務の執行について」

| 区分 | 番号 | 報告書頁 | 所管課 | 指摘内容（抜粋） | 対応区分 | 措置内容 |
|----|----|--------------|-----------------|---|------|---|
| 意見 | 35 | P356 | 土木課 | 添付書類チェック表の確認印について 添付書類チェック表への押印漏れがないように徹底されたい。 | 対応済 | 添付書類チェック表については、押印を要しない書類であることから、押印欄の廃止を行った。 （令和6年4月1日から施行） |
| 意見 | 36 | P356 | 土木課 | 添付書類チェック表について 添付書類の添付漏れがないようにチェックするため、添付書類チェック表などのチェックリストをできる限り利用するように推奨されたい。 | 対応済 | 報告書の72ページに記載あるとおり、土木課では既に対応済みである。 |
| 意見 | 37 | P92 | 公園緑地課 | 天神山公園土羽整形等工事と天神山公園支障木撤去工事につき 予定価格（設計金額）算定にあたって見積書を提出した業者を見積り合わせに参加させた場合には、他の業者にも十分な情報と検討期間を確保すべきである。 | 対応済 | 緊急性等を伴う工事以外は、見積り依頼時に、参考見積りを依頼した業者以外から見積り期間についての申出があれば配慮している。 |
| 意見 | 38 | P92 | 公園緑地課 | 分割されなければ完成検査が実施されていたはずの工事である。分割により設計金額50万円を下回った場合にも、工事検査を実施すべきである。 | 対応済 | 設計金額が50万円を下回っている工事について、完成届提出時に担当者により工事書類を確認するとともに、現場確認を行っている。 |
| 意見 | 39 | P167 | 公園緑地課 | 参考見積り金額のうちに諸経費等の内容不明の金額がある場合は、その内容を精査したうえで予定価格を算定すべきである。 | 対応困難 | フェニックス自然動物園の遊戯施設の修繕は、作成した業者しか取扱うことができないことから、諸経費の調整を行わずとも随意契約となる。また、諸経費については、その会社における考え方により提示されるものであり、通常の工事積算における諸経費率と比較しても異常値ではない。諸経費が通常の工事積算における諸経費から大きく外れる場合には、参考見積り提出業者への間取りを実施している。 |
| 意見 | 40 | P169 ～170 | 市街地整備課 | 随契理由書には、修正設計の必要性が生じた事情まで記載されたい。 | 対応予定 | 今後発注する随意契約においては、随契理由に、その必要性を含めて記載する。 |
| 意見 | 41 | P95 | 佐土原・ 地域市民福祉課 | 予定価格（設計金額）算定にあたって見積書を提出した業者を見積り合わせに参加させる場合は、他の業者にも十分な情報と検討期間を確保すべきである。 | 対応済 | 予定価格（設計金額）算定にあたって見積書を提出した業者を見積り合わせに参加させる場合は、見積り合わせまでの期間を十分に確保することとする。 |

令和5年度包括外部監査の結果に対する対応状況（令和6年9月末現在）

テーマ「随意契約に関する事務の執行について」

| 区分 | 番号 | 報告書頁 | 所管課 | 指摘内容（抜粋） | 対応区分 | 措置内容 |
|----|----|--------------|-----------------|---|------|--|
| 意見 | 42 | P97 | 田野総合支所 農林建設課 | 支払日の二重チェック及びチェックシートに基づき手続きが進められたかを検証するため、請求書や支出命令書の写しを閉じるように指導されたい。 | 対応済 | 請求書及び支出命令書の写しを閉じるようにしている。今後も写しを確認し、支払いや手続きの検証等の二重チェックを行うようにする。 |
| 意見 | 43 | P286 ~290 | 田野総合支所 農林建設課 | 代金支払日等の写しを残す運用が望ましい。また、参考見積書については、担当課においても見積内訳を詳細に検討し、予定価格を改めて積算すべきである。 | 対応済 | 代金支払日等が分かる支出命令書の写しを閉じるようにしている。また、見積書については、内容が適正であるかを確認し、予定価格の積算を行うようにする。 |
| 意見 | 44 | P174 ~175 | 高岡・ 農林建設課 | 添付書類の添付漏れがないようにチェックするため、添付書類チェック表などのチェックリストをできる限り利用するように推奨されたい。 | 対応済 | 添付漏れを防ぐため、チェックリストの作成を徹底する。 |
| 意見 | 45 | P178 ~179 | 高岡・ 農林建設課 | 契約資料ファイルにチェックリストを添付している点は評価できるが、チェック項目の中に任意であるものの「見積合せ調書」も盛り込んだうえで、同調書もできる限り作成するようにする旨を記載されたい。また、チェック項目のチェック及び確認印の実施も適切に行ってほしい。 | 対応済 | チェック項目のチェック作業と確認印の実施を確実に行う。見積合せ調書については契約課の措置内容のとおり。 |
| 意見 | 46 | P292 ~294 | 高岡・ 農林建設課 | 令和4年度庶務研（物品等）21頁に従って、設計金額50万円以下の契約においても「随意契約締結伺書」を作成し添付されたい。 | 対応済 | 随意契約締結伺書を作成し、添付した。 |
| 意見 | 47 | P117 | 学校施設課 | 共通仮設費、現場管理費、一般管理費を一式として算定している数か所の工事は、それぞれ1区分の工事とすべきである。 | 対応困難 | 3校の漏水については、予算残の不足が見込まれた時期に学校から要望が届き、現場確認の上で緊急性が比較的低いと判断し、各々保留していた工事である。他事業からの流用により予算が確保された後、安価で早急に対応できるよう処理を行ったため適切と考える。 |
| 意見 | 48 | P358 | 企画総務課 | 請求書に日付が記載されていない場合、担当課において請求書に日付を記載するよう業者に対し指導すべきである。 | 対応済 | 請求書に日付が記載されていない場合は、学校から業者に日付の記載を指導するよう、令和6年2月20日に当該学校に指導済みである。 |

令和5年度包括外部監査の結果に対する対応状況（令和6年9月末現在）

テーマ「随意契約に関する事務の執行について」

| 区分 | 番号 | 報告書頁 | 所管課 | 指摘内容（抜粋） | 対応区分 | 措置内容 |
|----|----|--------------|--------|---|------|--|
| 意見 | 49 | P314 ～316 | 学校施設課 | 予定価格（設計金額）算定にあたって見積書を提出した業者を見積合わせに参加させた場合には他の業者にも十分な情報と検討期間を確保すべきである。 | 対応済 | 参考見積りを行った会社と、その他の見積参加者との間に情報量、検討期間に開きが生じないように、スケジュール設定と情報提供を行うよう指導している。 |
| 意見 | 50 | P147 ～148 | 営業所工務課 | 請求書及び支出命令書の原本は財務課保管となるが、支払遅延防止のために原課でも二重チェックのため写しを保管すべきである。また、「添付書類チェック表」が添付されているが、チェック漏れがあり活用されていない。 契約保証金の返還について、支払伝票の原本等は財務課保管となるが、返還の有無や時期が記録上不明であるため、受領した情報をファイル内で記録すべきである。また、「添付書類チェック表」が添付されているが、チェック漏れがあり活用されていない。 | 対応済 | 請求書・支出命令書の保管について、令和5年7月7日より工事・委託に関する各資料をPDF化し、データ保管を行っているため、継続して資料の保管を行うよう周知した。また、令和6年度より庶務担当者にて請求日・支払日を「チェック表」に記入するようにした。 契約保証金の返還について、令和5年7月7日より工事・委託に関する各資料をPDF化し、データ保管を行っており、データ化する際に庶務担当者にて写しをとり、ファイル内で保管するようにした。 「チェック表」について、令和6年4月25日に課内宛「チェック表」の活用を徹底するよう周知した。 |
| 意見 | 51 | P216 | 消防局総務課 | 見積もり合わせ8者中7者が辞退している。入荷困難な物品であるならば契約課が事前に対処の有無を確認する必要があった。 | 対応済 | 入荷困難な物品である場合は事前に契約課と協議することとした。 |

| 指摘事項 | | 意見 | |
|--------|-----|------|-----|
| 措置済 | 26件 | 対応済 | 37件 |
| 検討・改善中 | 4件 | 対応予定 | 9件 |
| 措置困難 | 12件 | 対応困難 | 5件 |
| 計 | 42件 | 計 | 51件 |